平成２５年（再イ）第１１０号
神戸市北区唐櫃台１丁目34番４―106号
再生債務者　岩永　知己
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月15日まで
平成26年３月25日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第４１号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目48番地１アルファスマート広畑502号
再生債務者　安室　政彦
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月22日まで
平成26年３月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再イ）第１４号
茨城県日立市小木津町３丁目14番43号
再生債務者　石井　盛利
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月16日まで
平成26年３月26日　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（再イ）第４３号
広島県福山市坪生町３丁目32番13号
再生債務者　伊佐　清美
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月23日まで
平成26年３月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６５号
広島県山県郡北広島町春木439番地６、開始決定時の住所愛知県豊田市梅坪町10丁目１―６　メゾン・ブランシェⅡ201号室
再生債務者　澤田　仁典
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月23日まで
平成26年３月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６６号
広島県山県郡北広島町春木439番地６
再生債務者　澤田　真弓
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月23日まで
平成26年３月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２１号
高知市相生町７番２―801号
再生債務者　原田　博史
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月23日まで
平成26年３月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１１２号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目10番12号　コーポソメヤ301
再生債務者　小濱　　勉
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年６月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年３月25日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再イ）第１４号
岡山県岡山市中区関231番地１　センティエーロ102、再生計画認可決定時の住所岡山県美作市楢原上718番地７
再生債務者　平井　保幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年12月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年３月25日　岡山地方裁判所津山支部

平成１６年（再イ）第１２号
徳島市中島田町４丁目142番地
再生債務者　酒井　信子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年８月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年３月26日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１６号
相模原市南区鵜野森１丁目20番15―206号
再生債務者　坂井　哲也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年３月24日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第１８号
長野県松本市刈谷原町704番地６
再生債務者　等々力浩司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年３月24日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１９号
大阪府松原市阿保５丁目14番14号
再生債務者　藤井　勝彦
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月30日から平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号
香川県観音寺市観音寺町甲2623番地
再生債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月６日から平成26年５月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（再ロ）第１号
横浜市港北区綱島東５丁目13番３号
再生債務者　山岸　　博
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第３号
横浜市都筑区茅ケ崎東１丁目11番16号　シャトンＫ203
再生債務者　狩野　晃影
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
函館市本町25番12号
再生債務者　松下由里恵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月15日まで
平成26年３月25日　　函館地方裁判所

平成２５年（再ロ）第２号
釧路市愛国東３丁目17番19号
再生債務者　山田　久江
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月22日まで
平成26年３月25日　　釧路地方裁判所